

「政策としてのコミュニティ」とその系譜

高 田 昭 彦

はじめに 新しいコミュニティづくりへの胎動

「コミュニティ」は、日本においては、高度経済成長や急激な都市化によって全国的に地域社会の「つながり」が減退した1960年代に、その「つながり」を回復・創成させる対策として、行政、特に中央官庁によって提起された。この「政策としてのコミュニティ」が日本に登場する契機となったものとして、先ず、経済企画庁の国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会報告「コミュニティ——生活の場における人間性の回復」(1969年)(以下「報告」と記す)を、次に自治省の「コミュニティ(近隣社会)に関する対策要綱」(1971年)(以下「要綱」と記す)を取り上げねばならない。そして「報告」と「要綱」の理念をコミュニティづくりの現場に最初に生かした武蔵野市と、その時の指針となった「コミュニティ構想」にも注目したい。これらが現われた1969年から1971年までの3年間は、「新しいコミュニティづくりへの胎動」の時期と言える。

1. 国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会報告

「報告」の中で規定されている「コミュニティ」は、次のような集団である。すなわち、「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」(「報告」:125)である。

この規定から読み取れる「コミュニティ」の要件は、

- ①コミュニティづくりの目的は、小委員会報告の副題にある「生活の場における人間性の回復」である。
- ②コミュニティづくりの主体は、「市民としての自主性と責任を自覚した個人および家庭」である。
- ③形成されるコミュニティは、「地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」である。

以下、①、②、③の内容を「報告」の記述からそれぞれ具体的に見ていくことにしよう。

1-1. コミュニティ問題小委員会報告の「コミュニティ」

先ず「コミュニティ」の具体像から、その主体、目的に遡って見ていく。

「③形成されるコミュニティ」がどのようなものを把握するにあたって、先ず「報告」が書かれた当時の現状が、コミュニティ問題小委員会においてどのように捉えられていたのかを見てみよう。

当時は「“国民生活優先の原則”が豊かな生きがいある生活を築く基本的な考え方として提唱されてからすでに久しい。(しかしそれが)生活向上の行動原理として十分に機能していない」(同：126)と見なされていた。そしてこのことは、「われわれの生活の場において、生活を豊かにするための基本的条件が整っていない」(同)からだと捉えられている。

また、われわれの生活の中には、「地域の人々の交流と相互扶助、余暇の価値ある利用、環境施設の整備等、人々の協力と信頼の上に展開される生活の領域」(同)が存在する。しかし現状は、このような人対人のつながりが「極めて微弱にしか存在しない社会」であり、その中で個人は、「無拘束性の反面として孤立感が深まり、個人の力では処理できない問題についての不満感や無力感が蓄積される」ことになっている。

ではどうやって「生活を豊かにする基本的条件」を整え、個人の孤立感や無力感を解消できるであろうか。「報告」によればその解決は、「個人と家庭のみでは受けとめることができない」ので、「各種の機能集団の役割がますます重要なもの」(同)になるとある。このような現状認識にもとづいて、「コミュニティ」が提案されることになった。その内容が上記の③の「地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」である。

そのようなコミュニティの実現には、まず(1)ハード面では「生活を豊かにする基本的条件の整備」を行わねばならず、(2)ソフト面では「人対人」のつながる「生活の領域」で、現状の克服に向けて「各種の機能集団」を用意する必要がある。もっともその機能集団は、「市民社会において発生する各種機能集団のすべてが含まれるのではなく、そのうちで生活の場に立脚する集団」(同)に限定される。「コミュニティ」の形成が現状の社会状況を是正する解決策になるのは、このハードとソフトの2つを備えた時である。

その時の「コミュニティ」とは、「従来の古い地域共同体とは異なり、住民の自主性と責任にもとづいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団」(同：125)とも言い換えられている。また「コミュニティ」の規定にある「構成員相互の信頼感」とは、「人々の日常の細やかな“つき合い”を通じて形成される心のつながり」(同：100)とされ、それはまた「個人の主体性と人間的な信頼関係に支えられたコミュニティ意識」(同：117)とも言われている。

次に「②コミュニティづくりの主体」についてである。ここでのポイントは「市民としての自主

性と責任を自覚した」という部分である。そのような近代的「市民」などまだ当時日本には存在しないという批判はあるだろうが、「報告」では、「急激な都市化と生活圏の拡大、地域共同体の崩壊を、その出発点として」、「新しいコミュニティの形成」(同：118)を提起しており、それを実現できる主体の望ましい性質を述べたものと考えられる。なぜなら「報告」では、「コミュニティ」は達成すべき政策目標として提案されているのであり、それは現実には当時日本のどこにも存在していなかった。

そのような市民は、「急激な社会変化の中で、生活の場を介して人間連帯の回復を求めよう」と(同)し、「権利と責任を自覚した個人の主体性」(同)をもち、そして根底には「近代的市民意識」(同：100)がある。そして「コミュニティが十全に機能するためには、構成員が社会におけるルールを厳守することが要求される」(同：125)とされている。

ここで「ルール」が挙げられているのは、「行政サービスについての要求には負担が伴う」(同)ため、要求は「構成員の自覚と責任によって提出され」なければならず、「一方的な権利主張に終始する態度であってはならない」と考えられていたからである。従ってこのようなコミュニティでは、「住民から生ずる各種の不満と要求の間の利害を、構成員の合意に基づき合理的に調整する」(同：111)ことが可能になり、構成員は「対話による民主的な方法」を身につけることになる。その場合に構成員は、コミュニティづくりの主体としての「市民」となりえるのだと言う。

続いて、「①コミュニティづくりの目的」については、それはすなわち「人間性ある快適な生活の場」(同：99)の実現であり、「日本の風土に根を下ろした個性あるコミュニティ」(同：101)の確立であると捉えられている。その目的を達成するために必要なこととしては、

「(1)コミュニティは、参加することによって生活の新しい側面が開けるような魅力あるものでなければならない。

(2)これが常に魅力的であるのは、コミュニティが絶えず時代と地域の要請に適応した発展をとげていること。

(3)人々の意識のうちに、コミュニティ活動に対する評価が定着し、しかもそれが自らの参加と努力を通じてもたらされたものであるという自覚によって裏付けられていること」(同)

の3点が挙げられている。

1 - 2. 「報告」で述べられている重要事項

コミュニティ政策との関連で「報告」の特質をより鮮明にする重要事項としては、①行政の役割、②「町内会」や「部落会」③コミュニティ・リーダー、④シビルミニマム、⑤施設の管理、⑥社会教育の役割、⑦コミュニティ形成を広める方法、を押さえておかなければならない。

①「行政の役割」としては、「行政機構の中に市民参加から生ずる声を取り入れる組織を体系的に確立」(同:124)し、これによって「実効性の付与されたフィードバック・システム」を創り、「住民のコミュニティ形成のために必要な条件を整備することが、新たな行政の課題となるべき」とされており、コミュニティ形式の主体である住民を支える裏方の役割が与えられている。

ここで行政における「フィードバック・システム」とは、「行政の内容を決めるにあたって住民の意見や要望を吸収する」ための「公聴」と、「行政の内容を広く住民に知らせて理解を求める」ための「広報」とが、「車の両輪のような役割を果たしている」(同:109)システムのことである。また、「市民参加」に関しては、「ただ単に住民の声を聞くにとどまらず、政策形成段階において住民が参加し、住民の意見、要望に基づいて行政の内容を決めていくということが必要」(同:108)だと、政策決定過程への市民参加を推奨している。

②「町内会」や「部落会」に関しては、そのように総称される地域組織から成る「伝統的地域共同体を組織に組み入れて機能させてきた従来の行政と住民との接合方式」(同:110)は、既に意義を失っている。またそうした地域共同体の崩壊は、「地域住民にとって古い束縛からの解放を意味しており、地域共同体の中に埋没されていた人間性の回復を意味するものとして評価されるべきもの」(同:120)と見なされている。

しかし「従来の地域共同体が果たしていた役割の中には、現在の地域住民にとっても共通の目標となりうるものがあり」、その部分は新しい「地域住民の自主的な組織と運営においても維持されるべきものである」(同)とされている。つまり「町内会」や「部落会」は既に存在意義を失っているが、機能として残すことが必要な部分もあり、その部分は新しいコミュニティづくりの担い手としての「地域住民の自主的な組織」が引継いでいくと認識されている。すなわち「報告」は、町内会・部落会等を全面否定しているのではない。

③「コミュニティ・リーダー」については、期待される新しいリーダー像は、「地域社会の変動過程において広汎に機能分化し多元化している住民一般の生活領域と利害を的確、鋭敏に把握し、判断し、行動するリーダー」(同:106)であり、それを「有限責任型リーダー」と名づけている。それは、「特定の生活領域において専門性(タレント性)を発揮するという型のリーダー」で、政治、教育、保健、青少年、余暇、趣味、親睦、スポーツ、実技といった各部門など「特定の地域活動に見出される」「多元的コミュニティ・リーダー」であるとされている。

④「シビルミニマム」については、コミュニティ施設をどの程度整備すればよいかということに関して言及されている。「報告」の主張は、「シビルミニマムの範囲にある施設は、公共の責任と負担において整備」(同:104)される、つまり行政が責任をもって造るということである。なお「シビルミニマム」とは、「経済社会の発展の中で、市民が安全に、健康に、快適に、能率的な生活を

営む上に必要となる、国民の合意の上に行政の責任において確保する最低限度の公共施設サービスの水準」(同)と規定されている。

⑤「施設の管理」については、「地域住民のコミュニティ活動の一つとして住民自らの手による施設の運営管理は、コミュニティのあり方として、本来望ましい姿であろう」(同:103)としている。すなわち、地域の住民による施設の自主的な管理・運営を提案している。

⑥「社会教育の役割」については、以下の3つの訓練・教育が「もっとも重要である」(同:105)としている。

(1)リーダー養成のための、指導性を身につけるための訓練。

(2)専門分野においてリーダーとなりうるような程度の高い技能を身につけさせるための教育。

(3)〈その背景として〉コミュニティ構成員の市民的意識を醸成し、住民がコミュニティの必要性を自覚し、コミュニティ活動に積極的にとりくむようになるための教育。』(同)

つまり、地域の住民が「市民」の意識をもち、コミュニティづくりに参加し、「特定の地域活動」の分野で高度な専門技能を習得し、指導性も身につけ、地域のリーダー的存在に成長するための訓練や教育を行うのが社会教育で、コミュニティづくりには不可欠のものと見なされている。すなわち「報告」では、社会教育は積極的な意義があると捉えられている。しかし、後述する武蔵野市の「コミュニティ構想」では、社会教育は否定されることになる。

⑦「コミュニティ形成を広める方法」としては、住民自身が行う運動論的方法、すなわち「個別の問題解決に向けて、住民自身が組織化し、共同の活動を通じて社会的水準を満たしていこうとするもの」も考えられるが、運動自体の「成功あるいは挫折によって消滅してしまう」(同:102)ことが少なくない。そこで、「全国のどの地域においても一様に適用できる理想型」ではないとしながらも、行政が「全国の具体的なコミュニティ形成の経験」を、「モデル・コミュニティ」として取り挙げ、各地域へ情報として流すことを提案している。これは自治省の「モデル・コミュニティ政策」に結実していく。

以上から、上記の①から⑦までは、初めに挙げられた「コミュニティ」づくりを可能にするための様々な必要条件であることが分かる。これによって「報告」は、今まで現実には存在していなかった「コミュニティ」を政策目標に設定し、地域の絆の生成・再生への方向を具体的に示したと言える。

1-3. コミュニティ問題小委員会報告への批判

しかし「報告」に対する批判もある。先ず問題にされているのが、「“生活の場における人間性の回復”が、コミュニティのタームのもとに提起され、強調されるのが、体制のサイドである」（奥田1983：25）という事実である。これは行政サイドにおいて、「人間性確保の基盤としての日常生活環境条件の整備・拡充」にサービスが振り向けられず、サービスとは別領域の「統治（上からの啓蒙、シンボル操作）」という意味で、人間性の回復が強調される」（同：27）恐れがあるからである。また、「報告」が行政サイドからの提案であるため、これは「国家のコミュニティ政策の意図を指し示した政治文書である」（広原2011：83）という意見もある。

しかし行政サイドからの提案だからといって、「日常生活環境条件の整備・拡充」に支障が出ると即断はできない。「報告」の中でも、「シビルミニマムとしてのコミュニティ施設」として、その「基礎的な水準は、都市、農村を問わずシビルミニマムとして確保されるべき」（「報告」：104）であり、「シビルミニマムの範囲にある施設は、公共の責任と負担において整備」するとある。このことは「要綱」になると、住民によるソフトなコミュニティづくりの前に、先ずハードな「生活環境の整備」の必要性がより明確に挙げられている（自治省行政局1971：168）。

すなわち「報告」は、コミュニティづくりのためのハードな施設を行政が先ずづくり、これを管理・運営するソフト面は住民に任せるというもので、住民の活動を上から教導しようというものではない。従って、もし本当にここから住民の自主的なコミュニティづくりの運動が芽生えてくる場合は、「政治文書」であることを理由に「報告」を批判するには及ばない。

「報告」に対する続いての批判は、次のようなものである（牧田2007：32-33）。

- ①地域類型的な実態把握の視点が欠けており、都市化と地域共同体の解体に特徴づけられる大都市的状況の過度の一般化が見られる。
- ②既存の地域組織（＝町内会・部落会）の解体ないし否定を前提とするコミュニティの措定は、一部の例外を除いて、現に存在し機能している既成地域組織とコミュニティを共存不能な背反的な関係のものとして位置づけることになる。
- ③コミュニティ施設の具体的構築では、政策技術的なレベルでは、一般論としてのシビル・ミニマムの提示にとどまり、施設体系や整備の優先順位、さらには自治体政策全体でのコミュニティ施策の位置づけなどが不明確のままである。
- ④「報告」の参加の射程は、せいぜい公聴広報のレベルであり、政策決定過程への参加・参画まで踏み込むことができていない。ここからは、今日的な意味での住民と行政のパートナーシップ、さらには住民自治への道筋を見出すことができない。また地方分権と地方自治への展望も見出すことができない。

これに対する筆者の考えは以下の通りである。

①「実態把握の視点が欠けている」ということに関しては、コミュニティづくりに必要な現状の把握のための調査（「コミュニティ関係現地調査」1969年1-2月）と既存資料（「報告」：127）を検討した上で「報告」がつくられていることを、また「大都市の状況の過度の一般化」ということに関しては、「報告」では大都市も過疎地も両方を扱っていることを挙げるができる。

ただ「新しいコミュニティ」形成にとって緊急なのは、既存の地域組織が存在する地域よりも、新たに地域組織をつくる必要性のある大都市であるから、大都市の方が相対的に重視されることはやむを得ない。自治省の「コミュニティ研究会」でも「コミュニティ対策で一番問題なのは、環境悪化が進み連帯感も失われてしまった大都市ではないのか」と指摘されている。（自治省コミュニティ研究会 1973：53）

②「既存の地域組織（＝町内会・部落会）の否定」に関しては、「報告」では「新しいコミュニティの形成は、急激な都市化と生活圏の拡大、地域共同体の崩壊をその出発点としている」（「報告」：118）とあり、既存の地域組織では新しいコミュニティの形成は困難だから、新たにつくろうと言っている。もっとも既存の地域組織が「現に存在し機能している」場合（同：120）には、既に述べたように、新たにつくる組織にその機能を取り込むか、既存の組織を新しいコミュニティ形成のための組織に改変すればよいとされている。既存の組織と新しいコミュニティ形成のための組織が「共存不能な背反的な関係」になるかならないかは、現場の実践如何にかかっている。

③「一般論としてのシビル・ミニマムの提示にとどまっている」という指摘については、「報告」の冒頭に「本報告書はコミュニティ問題についての全貌をあますところなく捉えたものではなく、問題の荒削りなデッサンを提示するに止まるものである」（同：127）と書かれており、あくまでも「荒削りなデッサン」であるのだから、シビルミニマムを保証する「施設体系や整備の優先順位」、さらには「自治体政策全体でのコミュニティ施策の位置づけ」などは、実際に様々な特質をもった個々の地域で実践される時に、その地域に対応する形で個別に考えられれば十分である。

④「報告」が「公聴広報のレベル」であることは、その通りである。しかし「住民と行政のパートナーシップ」、さらには「住民自治への道筋」を見出すことができないという批判に対しては、「パートナーシップ」や「分権と自治」が喧伝されるようになったのは主に1990年代からであり、それを1969年の「報告」に要望するのは酷であろう。

もっとも当批判者は、このような批判をしながらも、「とはいえ、コミュニティという社会目標を日本社会の新しい政策課題として提起した歴史的な意義は正当に評価されなければならない」（牧田 2007：33）とコメントしていることを付け加えておく。

なお、「報告」が理想とした「有限責任型リーダー」に関しては、実際のコミュニティづくりの現場においては、神戸丸山地区に見られるように、「全力投球型」と名づけられるリーダーが「私生活を犠牲にしなければまちづくりが発展しない」（西山研究室 1971=1973：185）という現実が指摘されている。また「有限責任型」という言葉の使われ方が、アメリカでは「都市の近隣関係を特

徴づけるもの」として「有限責任のコミュニティ」という使われ方をしており、リーダーには使われていないという批判もある（中村 1972：163）。

「報告」を主導した佐藤によると、この「有限責任型リーダー」に関しては、「リーダーは運動に苦勞する中で育ってくるもので、その人為的な育成や指定は不要だし、まして“有限責任的”リーダーなど不要だから削除したい」（同）と述べたが、専門委員の一人がその必要性を主張し、「これは自分の中核的理論だから絶対に外してくるなと粘られて、不承不承残すことにした」（佐藤 2007b：71）と言う。だが後になって、この一人の専門委員の主張は、「アメリカの研究者の受売りだということが現物を見て判明した」（同）とのことである。

2. 自治省の「コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱」

一方自治庁（1952年発足）や自治省（1960年発足）では、「昭和30年代（1955～1965）の終わりぐらいまでは、そうした小さな地域社会の議論——つまり町内会・部落会やそれに相当するレベルの学校区といったものを議論することはタブー」（木村 2007：93）とされており、「昭和40年代（1965～）になってやっとそのタブーに挑戦」（同）する議論が始められたと言われている。

自治省において、コミュニティの問題は「いろいろな角度から議論」されており（木村 1970.10：10）、その成果は1967年から長野論文が宮澤論文などで部分的に公表されてきていた（注1）。コミュニティが自治省において注目されるようになった理由の一つとして、佐藤竺は、1953年の町村合併促進法による「行政の合理化、大型化のはらむ弊害への反省の中から、コミュニティが脚光を浴びるようになった」（佐藤 2007a：12）と述べている。

自治省は、「新しいコミュニティづくりを重点施策として推進することにし、（1970年8月に）“コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱（案）”を公表した」（木村 1970.10：10）。これは、「新しいコミュニティづくりを、内政充実の70年代における市町村行政のひとつのテーマとすることを提案したもの」（同）であり、それが「モデル・コミュニティづくり」の施策であった。（注2）

2つの施策は、「昭和の大合併によって地方自治の基礎である地域社会が失われつつある状況を改善する」（三浦 2007：153）必要があるという認識と、高度成長がもたらした過密—過疎の問題に、地方行政すなわち「消防やゴミ処理など生活に密着した市町村の行政」（木村 2007：88）からどう取り組みばよいかということにもとづいている。

2-1. モデル・コミュニティづくりの施策

「モデル・コミュニティづくり」は、「住民が望ましい近隣生活を営むことができるような地域社会をつくるための“新しいコミュニティづくり”についての施策」（自治省行政局 1971：168）であり、この「新しいコミュニティづくりのイメージ」は、「地域社会の実態」に合わせて、「都市と農

村の差異に応じた行政施策」として次のように説明された。

「都市的地域においては、都市の体質を人間生活本位に改めるという構想に沿って、住民が快適で安全な日常生活を営むための基礎的な単位として、豊かな個性とまとまりのあるコミュニティを形成するための生活環境の整備を進める。このようなコミュニティの生活環境を場とし、またその整備を通じて、住民の自主的な組織がつくられ、多彩なコミュニティ活動が行われることを期待する」(同)。

「農村地域においては、集落の整備と配置に関する長計的な構想に沿って、住民が文化的で多様性のある日常生活を営むことができるように、各種のコミュニティ施設の整備を中心とする生活環境の整備を進める。このような生活環境を場とし、またその整備を通じて、集落ごとの組織をこえた若い世代も参加するような新しい開放的な組織がつくられ、コミュニティ活動が行われることを期待する」(同)。

ここで注目すべきは、第1に、都市と農村に分けてそれぞれでのコミュニティづくりが必要なこと。第2に、自治省の行うことは「各種のコミュニティ施設の整備を中心とする生活環境の整備」、すなわちハード面に限定していること。第3に、そのハードの上に形成されるコミュニティ活動は、「新しい開放的な」「住民の自主的な組織」によって担なわれること、である。

以上から自治省の施策は、「モデル・コミュニティ地区を設定し、都市的地域および農村地域のそれぞれの地域の性格に即した、コミュニティの生活環境の整備と住民の自主的なコミュニティ活動のモデルをつくること」(同)であったと言える。そして「モデル・コミュニティに関する計画の策定および実施の指導にあたるもの」として、学識経験者を委員とする「コミュニティ研究会」が設けられた(同:171)。

2-2. モデル・コミュニティ施策の実際

自治省は、1971年度から3ヶ年で、全国に都市的地域46カ所、農村地域37カ所の合わせて83カ所のモデル・コミュニティを設定した。

自治省の目指す「コミュニティ」は、コミュニティ問題小委員会が提案した「報告」のコミュニティ概念と同じである。「報告」の「コミュニティ」を指して、自治省の担当者は「まさにこのようなコミュニティである」(木村1970a:11)と述べている。ただ自治省の場合は、「この定義の諸要素に若干のアクセントがつけられる」ことになる。それは「“地域性”の強い“コミュニティ”」(同)であると規定される。

ここでの「地域性」の中心に据えられるのは、「住民のコンセンサス、連帯意識が成立しやすい」と考えられる「小学校区を単位として成立するコミュニティ」(同)である。小学校区にしたのは、「コミュニティの成立する基礎として、人間が歩いて生活するという関係を重視しているから」(木村1970b:33)と言われている。

一方「コミュニティ」とは、「ある共通目標ないしいわゆるコンセンサスをもって結びつけられた人間集団」（木村 1970a：11-12）である。そこには、今や政治的に無関心になり、「参加と責任なき要求者となりつつある」住民に対して、「グラス・ルーツにおけるデモクラシーの機能を回復するのがコミュニティでなければならない」（同：14）という想いが込められている。

要するに自治省の「コミュニティ」とは、「報告」のコミュニティの一般的な規定を、具体的な施策に結びつけるために、「小学校区を単位」とする「ある共通目標ないしいわゆるコンセンサスをもって結びつけられた人間集団」に絞ったものであると言える。

また、行政のコミュニティ対策にも、「コミュニティ形成の基礎となる物的環境」の側面と、「人間集団の形成ないしコミュニティ活動の推進」という2つの側面がある（同）。後者の「人間的側面は、行政が立ち入ることに慎重であるべき分野」であり、従ってコミュニティ対策においては、「物的環境整備の分野を非常に重要なものとして取り扱いたい」としている。つまり、これは行政による上からの施策ではあるが、住民によるコミュニティづくりの組織や活動に対して行政は禁欲するということに他ならない。

さらに、生活環境の物的側面の整備に関して、「コミュニティ環境のあり方は都市と農村では異なる」が、次のような「共通の理念」が考えられるとして、

- 「①住民が歩行者として安全に近隣生活を営むことができるような交通環境を整備すること。
 - ②コミュニティ・センターの設置とコミュニティ施設の合理的な配置。
 - ③生活環境の静かさ、清潔さ、美観を維持すること」（同：15）
- が挙げられている。

また、「生活環境の整備の過程を通じ、またその結果として、地域における住民の共同の活動が活発となり、そこに地域的連帯意識、さらに自主的な住民組織の形成がみられることを期待する」（木村 1970b：32）としている。そして、「コミュニティ対策は、最終的には、ことばの完全な意味におけるコミュニティ＝近隣社会の形成を目指すものである」（同）とまとめられている。

以上から、自治省の「要綱」は、コミュニティ小委員会の考えを引継ぎ、具体的な政策の対象となるように「コミュニティ」概念を限定し、それを「モデル・コミュニティ」として全国で実現していこうとする施策であったと言える。

なお、「要綱」の中に「コミュニティ（近隣社会）」とあるのは、「小学校区程度の地域が、丁度アメリカあたりのコミュニティプランニングでいう“近隣住区”程度の広がりをもつところから、近隣社会としたもので、自治省のコミュニティ対策用の造語である」（同：13）と説明されている。

2-3. モデル・コミュニティ施策への批判

だが、実際にモデル・コミュニティ地区を指定し「新しいコミュニティ」づくりの活動を始めることになると、従来の町内会・部落会が実質的な中心的存在としてクローズアップされてくる。ま

た、市町村が実際にモデル・コミュニティ地区を指定する場合、「要綱」は「画一的区域設定である」という批判が生じ、その規模において混乱が生じた。さらにこの施策は「官製コミュニティ」をつくらうとするものであるという批判もあった。それらに対して自治省は、「対策要綱（案）」から対策要綱の1971年度版、1972年度版、1973年度版を示すにあたって、自治省「コミュニティ研究会」の意見を取り入れながら、「表現等において、施策に対する誤解を招く部分があったので、その手直し」（木村1972：57）を重ねて来ている。

特に1972年度版の修正に当たっては、画一的な規模設定と批判が強かったコミュニティ地区の規模を「おおむね小学校の通学規模程度」から「たとえば小学校の通学区域程度」と緩和し、地域の実情が規模設定に反映できるようにした（同：58）。また、コミュニティ政策の具体的内容として、モデル・コミュニティ地区を設定して「住民の自主的なコミュニティ活動のモデルをつくること」という表現が、「モデルという形でコミュニティのあり方やその方法論を定型化することは非常に危険」と批判されたため、「モデルをつくる」という表現を止めて、「住民の自主的なコミュニティ活動の実態を明らかにすること」に改めた（同：57）。コミュニティに関する計画は、「コミュニティ整備計画とコミュニティ活動に関する計画」とに二分されていたのを、両者は切り離せない関係にあるとして、「コミュニティ計画として一本化する」ことにした（同：59）。「モデル・コミュニティに関する組織」の項は、「一つの地区に一つのコミュニティ組織をつくらせようとする意図をもつ」「官製コミュニティ」だという批判への対処として削除され、「コミュニティ計画は、モデル・コミュニティ地区のすべての住民および住民が自主的に組織する各種のコミュニティ組織の参加によって策定されるよう配慮するものとする」（同）と改めた。

また、「報告」や「要綱」は上からのコミュニティづくりであり、本当のコミュニティづくりは下から、すなわち住民運動の中から形成されるという考え方に立つと、「60年代末から70年代にかけて提唱された、体制にとってのモデル・コミュニティが、一種の“規範像”としてのイデオロギー的性格を色濃くしていることは、否めない」（奥田1973：17）とする批判もある。すなわち「復権の対象としてのコミュニティは、原理的には体制的規範とは緊張（対抗）関係に立つもの」であり、「具体的には、高度都市化に伴う住民生活の困難・破壊を争点にする地域住民運動の中で確かめられる」（同）とする。この論者は、住民運動によって形成されるこのコミュニティを「主体型・能動型“コミュニティ”」と呼んでいる。

確かに「報告」や「要綱」以前に、有力な住民運動はあった。「神戸市丸山地区住民運動、国立歩道橋設置反対運動、沼津・三島市公害反対運動」（同：18）などが挙げられる。だが、住民運動は争点が終結すれば基本的に解散する。しかしコミュニティづくりは、その地域では永続的に続くものでなければならない。従って、住民運動が地域のコミュニティづくりに直接的につながるためには、考慮すべき条件がさらに必要になる。なお、神戸市丸山地区の住民運動は、丸山地区住民自治協議会が2010年6月に『創立60周年記念誌』を出したように、運動としてのコミュニティづくりを継続している。

2-4. モデル・コミュニティ施策の評価

コミュニティ研究会によるモデル・コミュニティ施策の評価

では、このモデル・コミュニティ施策を自治省が設置した「コミュニティ研究会」はどう評価しているのだろうか。1971年度のモデル・コミュニティ地区の評価を検討した「コミュニティ研究会中間報告」から幾つかの指摘を抜き出してみよう。

- ①「コミュニティ対策の目的は、“新しい地域的な連帯感に支えられた近隣社会をつくること”とされている」（自治省コミュニティ研究会 1973：53）。しかし、「この新しい地域的な連帯感とは一体なんであるかは、……きわめて難しい問題であって、必ずしも明らかにされているとは言えない」。
- ②「これまでモデル・コミュニティに選定された例では、既成の自治会、町内会、部落会の活動が比較的盛んである地区が選ばれ、これらが小学校あるいは中学校区程度の地区を単位として、連合協議会を結成してコミュニティの推進母体となっている例が多い」（同）。
- ③「コミュニティ対策で一番問題なのは、環境の悪化が進み、古い地域的な連帯感も失われてしまった大都市ではないのか」（同）。
- ④「農村部、地方中小都市、大都市の中心部と郊外など、地区によって抱えている問題も全く異なっている。それにもかかわらず、今回の各地区の計画は大部分が似たりよったりで、集会所とそれに若干の環境施設整備を加えた程度のもものがほとんどであった」（同：55）。

以上の指摘からは、前節の最初に述べたように、新しい地域組織を提案した「新しいコミュニティづくり」の実態が、「報告」や「要綱」の思惑から外れて、「既成の自治会、町内会、部落会」が中心になって「似たりよったり」の環境施設整備のモデル・コミュニティの事業が実施されていたことがわかる。しかしだからと言って、コミュニティ研究会が日本におけるコミュニティづくりはやはり「自治会、町内会、部落会を核に」行わなければならないという結論を出しているのではない。コミュニティ研究会が目指す理念は、コミュニティ問題への対応には「人間の意識的側面においても環境整備の物理的側面においても住民参加を基調とする必要があり、行政が主に担うのはコミュニティ施設の建設をはじめとする環境整備や条件整備なのであって、コミュニティ形成と活動の主体はあくまでも地域住民である」（三浦 2008：162）。というものである。すなわち、コミュニティ研究会が地域に望んでいる組織は、行政による環境整備等のコミュニティ施策に呼応して主体的にコミュニティづくりを行う住民がつくる組織であって、既存の自治会・町内会ではないということに変わりはない。

自治省によるモデル・コミュニティ施策の評価

では自治省は、自らのモデル・コミュニティ施策をどう評価しているのだろうか。

自治省の姿勢は、「市町村がコミュニティに関する施策を行う場合に参考にするのできる考え方や方法を開発してみたい」(砂小田 1973.7:16) のであって、「自治省版コミュニティをつくらうとしているのではなく、コミュニティに関する施策のあり方を探求している」のだと言う。

その視点で今回の施策を見た場合、「モデル・コミュニティ地区で行われたコミュニティ計画づくりのいろいろな試みや、コミュニティ施設の整備の過程で経験された問題解決の方法は、市町村のコミュニティに関する施策のあり方を模索するうえで、貴重な素材を提供していることは事実である」(同:11) と評価している。そして「われわれとしては、モデルの数として83カ所は適当であると考えている」とも言う。またこの施策が1973年度で終わったことを、新聞等が「打ち切った」と批判しているのに対して、「当初から3ヶ年度と計画していた」、「コミュニティ対策は終わったのではなく、モデルの設定が終了したに過ぎない」、「コミュニティ対策は、むしろこれから本格化しなければならない」(同:12) と反論している。

自治省が特に力点を置いたのは、コミュニティ施策において、「コミュニティづくりの本質をそこなわないような行政施策のあり方は何か」(同) というところにある。施策の「主たる担い手は、市町村であるべきだと考えている」ため、自治省の役割を「非常に限定的に規定」した。つまり「コミュニティ問題に関する十分な情報と技術的な援助を全国の市町村に提供すること、全国の市町村が独自の構想でコミュニティ問題に取り組むよう誘導することが自治省の役割である」(同:13) としたのである。

また施策への補助金を計上しないことで、市町村が国のたて割り行政の中に組み込まれることなく、コミュニティづくりに取り組めるようにした。従って「コミュニティ対策自体には、(市町村にとって) 財政的な利益はほとんどない」(同:15) とする。但し、モデル・コミュニティ建設のための起債は「年間12億円の用地買収起債枠」を認めていた。しかし佐藤筵によれば、市町村には必ずしもコミュニティ施策の意義が理解されておらず(佐藤 1997:21)、「当時は武蔵野市以外、コミセンは施策の優先順位が低く、(起債を) 全国どこも利用しなかったため、(自治省が) 使い切りたかったことも幸いした」(佐藤 2007b:78) ようで、1973年度に、武蔵野市の西久保地区など「3カ所で6億円」の起債をつけてくれたとのことである。

コミュニティ問題についても、「自治省が先頭を切って発想したのではない」(砂小田 1973.7:13) と認めている。むしろ「先進的な市町村では、早くから施策を模索してきていたので、自治省のコミュニティ対策は、これらの市町村の努力を評価することから始められた」と述べている。

一方、コミュニティ対策は「大都市地域の市に不人気であり、不発であった」という批判に対しては、実際には、神戸市、豊中市、武蔵野市、蕨市など「大都市およびその周辺都市地域の市」にもモデル・コミュニティ地区が設定され、それぞれ「ユニークな経験が蓄積」(同:16) されたので、「今後はそれらの市町村の経験からも、多くを学びたい」(同) としている。以上から、当時自治省が「新しいコミュニティづくり」に真摯に取り組んでいたことは想像できる。

この時期の自治省の施策を三浦は次のように総括している。「当時の地域社会において、コミュ

ニティのようなものが何らきっかけもなく住民の間に自然発生することは創造したい」が故に、「この自治省対策要綱に対しては、様々な批判があるものの、住民による自治組織の形成とその主体的な活動を前提として、行政が自らの役割を認識しつつそれまでのタブーを破って地域社会の問題を正面から検討したものととして大きな意義を見出すことができる」（三浦 2007：158）と評価している。

その後のモデル・コミュニティ施策の展開は「注」に記した。（注3を参照）

続いて「報告」と「要綱」の示したコミュニティづくりがどんな結果を生み出すものであるかを、その方向で現在まで一貫してコミュニティづくりに取り組んできた武蔵野市を例に述べていこう。先ず武蔵野市の概要と特質を見るところから始める。

3. 武蔵野市の「コミュニティ構想」

3-1. 武蔵野市の概要

武蔵野市は、新宿の西方12kmの地点にあり、東西6.4km南北3.1km、面積10.98km²、人口142,138人（2015.1.）で、13町から成っている（『統計でみる武蔵野市』2014年度版：5-7）。人口密度は13,248人（2015.1.）。将来の予測人口は2035年で130,854人とやや減少する。商店の数1970店（2012.2）、農家数79戸（2010.2）。鉄道では市内にJR中央線の駅が3駅（吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅）、私鉄の駅は2駅（京王吉祥寺駅、西武武蔵境駅）あり、全乗降客数は763,548人（2013年度）である。小学校は12校、中学校は6校ある。ちなみに武蔵野市吉祥寺は、「長谷工アーベスト」の「住みたい街（駅）ランキング2014」で、2004年の調査開始以来10年連続で1位を獲得している。

武蔵野市の都市化の過程は、1889年に武蔵野村（3,089人）、1928年に武蔵野町（13,021人）、1947年に武蔵野市（63,479人）になり、その間に「3つの転機」（『武蔵野市百年史』1996：490）があったと考えられている。第1は関東大震災。被災者たちの転入により郊外住宅化が急速に進行した。第2は日中戦争の開始。中嶋飛行機等の進出により武蔵野市は軍需工場地帯化した。第3は日本の敗戦。工場地帯の様相は一変し、純粹の郊外住宅地となった。

その後の人口の推移を国勢調査から見ると、1950年に73,149人、1960年に120,337人、1965年に133,516人で、この後2014年まで13万人台を維持する。つまり武蔵野市は、1955年前後に人口が急増し、1960年代から現在まで成熟した郊外住宅地として安定した姿を保っていると言える。

3-2. 武蔵野市の特質

このような武蔵野市で、その地域づくりにおいて特筆すべきことは、GHQが1947年に町内会・隣組の解散を命じた時にあった39の町内会が、命令が1952年に失効しても復活しなかったことで

ある(同:1000)。町内会廃止後2ヶ月は、町内会のあった39カ所に役場の事務取扱所が設けられたが、「町内会廃止の趣旨にもとるとされたため」(同)撤去された。そして命令の失効後、全国のほとんどの市町村で町内会あるいはそれに類するものが復活したにもかかわらず、「現在に至るまでそのような動きはまったく出ていない」(同:1056)。

武蔵野市の場合、「一部の地域を除いて、全市的には町内会・自治会が存在せず、これは恐らく全国でも唯一の例外と見てよい」(『武蔵野市百年史』1998:510)。ただし、「多種多様な機能を有する町内会等の代わりに、地域によっては清掃問題を中心に組織された衛生協力会やその全市の連合会、あるいは地域の治安維持に自主的に取り組む防犯協会とその支部など、特定目的別の組織は存在する」(同)。つまり「かつて存在した年齢階層別のぐるみ組織が消滅した後、新たな共通の目的意識で結ばれた組織が出現」(同)して、住民たちはその生活に支障をきたしていないのである。

3-3. 武蔵野市の長期計画の策定

1969年の地方自治法の改正によって、その2条5項で市町村レベルでも「長期計画」の策定が義務づけられることになった。当時の武蔵野市では、後藤喜八郎市長が全国革新市長会の事務局長(会長は横浜市の飛鳥田一雄)を務めるなど、自治体改革の気運が高まっていた。急増した人口に対応するインフラの整備は急務であり、後藤市長から依頼された佐藤竺のもつ人的ネットワークで、長期計画策定のために「当時ごく少数だった自治体専門家」(松下1999:203)として4人の学者(遠藤湘吉、佐藤竺、田畑貞寿、松下圭一)が集められた(佐藤2007a:15)。「武蔵野市の計画策定は、市民参加というよりも学者参加ではないかという批判」もあったが、4人全員が武蔵野市在住の市民であり、「学者参加ではなく、市民参加として、策定委員になった。保守・革新という当時の二元対立と関係なく、市民参加という形で参画した」と当時の策定委員の1人が述べている(松下1999:204)。また別の策定委員も、学識経験者と言われる人もいるが、「発言や提案の過程から見れば、全員が一市民として発言しているところに注目すべきである」(田畑1975:273)と述べている。

ここで策定されたのが「武蔵野市のコミュニティ構想」である。ここでは「報告」と「要綱」との関連に焦点を合わせる関係上、その前文にある「コミュニティについての基本的な考え方」を取り上げる。

3-4. 武蔵野市のコミュニティ構想

「武蔵野市のコミュニティ構想」(以下「構想」と記す)の指し示す「コミュニティ」の「基本的考え方」を示せば次の通りである。

- 〔1〕市民自身が長期の自治活動の過程でつくるものである。上からの制度的強制ではない。
- 〔2〕地域の特性、市民交流のチャンスなどによって生まれてくるものであり、開かれた都市空間をなしていく。従って、閉じられた閉鎖的都市空間ではない。
- 〔3〕市域全体の計画的な市政水準上昇の結果として生まれる。従って、特定地域の重点施策はおこなわない。
- 〔4〕市民のコミュニティづくりのために、市は市民施設、生活道路、さらに緑のネットワークの適正な計画的行政によってそれに協力する。このため市民参加によって“市民施設長期計画”を策定する。

この意味で武蔵野市コミュニティ構想は、ハードな青写真計画ではなく、ソフトなシステム計画となっている。〕（「構想」：1）

これが「武蔵野市の〈市民生活の基礎単位〉」と位置づけられた「コミュニティ」の姿である。以上から言えることは、以下の6つである。

- ①コミュニティづくりの主体は、市民である。
- ②コミュニティづくりの過程は、市民による長期の自治活動である。
- ③生まれてくるコミュニティの形態は、地域の特性、市民交流のチャンスなどにより様々である。
- ④コミュニティの全体は、開かれた都市空間である。
- ⑤コミュニティづくりにおける市（行政）の役割は、計画的な市政水準の上昇と、コミュニティづくりに必要な諸施設の整備を計画的に行う。
- ⑥この「構想」自体は、ソフトなシステム計画である。

この「コミュニティ構想」を、「報告」と「要綱」に照らし合わせると、ほとんど内容は変わらないことがわかる。「要綱」は「報告」の自治省政策版であるので、コミュニティの概念の基本は、「報告」の「コミュニティ概念」に尽きると言える。一方「要綱」では、直接の呼びかけ対象となるコミュニティづくりの主体は市町村であり、その市町村が対象とするコミュニティづくりの主体は「地域を基礎として連帯意識で結びつけられた人間集団」、すなわち「市民としての自主性と責任を自覚した」、「開放的でしかも構成員相互に信頼関係のある」組織（木村 1970a：12）となっている。

ここで注目すべきは、「報告」や「要綱」とは異なり、「コミュニティ構想」にはコミュニティ自体の規定がないということである。「構想」では、コミュニティは、行政によって計画された市政水準（シビルミニマム）の上昇と、コミュニティづくりに必要な諸施設の整備の上に、市民による長期の（自治）活動によって生まれてくるものであるとだけ規定されている。つまりコミュニティはプロセス（過程）であって、でき上がったものではない。それは絶えずつくり続けられるものであり、地域の特性、市民交流のチャンスなどによって様々に異ってくる。従って、コミュニティを

固定的に定義づけることはできない。「コミュニティ構想」は、その終りのないコミュニティづくりに向けての、変更可能なダイナミックで永続的な計画なのである。

「構想」の具体的内容には、コミュニティ施設は住民が管理する、行政は住民が自主的にコミュニティづくりができるように環境整備に徹するなど、「報告」や「要綱」と重なる部分もあれば、社会教育を否定するなどの異なる部分もある。

また武蔵野市の「市民参加」に関して、コミュニティ市民委員会委員経験者の1人は、武蔵野市におけるコミュニティづくりを「市民参加と一体化されたコミュニティづくり」と捉え、「構想から計画、建設、管理運営のあらゆる段階に、地元住民を中心に何らかの形の市民参加が実質的に様々な役割を果たしている」ことをもって「コミュニティ形成過程に内部化された市民の参加方式」(田村1977:64)と名づけている。さらに、武蔵野市に旧来の町内会組織が復活しなかったことについては、「地縁性に傾くことなく、新しい地域社会理念としてのコミュニティを咀嚼するには、かえってプラスに作用した」(同:69)と捉えている。

このような武蔵野市における取り組みについて、武蔵野市のコミュニティ政策は、「国民生活審議会“コミュニティ”報告の、言わば純粋な形での実践を伴ったということに注目したい」(牧田2014:82)とする指摘もある。

この武蔵野市での「純粋な形での実践」が具体的にどのように展開されて行ったかは、先に上程した次の3つの論文を辿っていただきたい(注4)。そこで明らかになってくるのは、「報告」―「構想」―「要綱」をつなぐコミュニティづくりの一本の線である。それは「町内会・自治会・部落会」が中心となるコミュニティづくりとは明らかに一線を画している。

注

(注1) 長野士郎「空想地方自治論——広域行政とコミュニティ」『地方自治』第230号、1967年。宮澤弘「コミュニティについて」『地方自治』第266号、1970年。長野は「血縁的な地域社会である部落会や、戦前の町内会や隣組とは異なる」「新しいコミュニティ」として、「自由な市民が進んで連帯して住みよい地域社会を形成しようとする市民集団」(宮澤1970:7)を考えており、そのコミュニティ形成の中心として「青年のクラブ活動のための近代的なクラブハウス」(同)を設定していた。

一方宮澤は、「新しいコミュニティ」として「自由な市民が進んで連帯して住みよい地域社会を形成しようとする市民集団」(同)を想定しており、それは「地域の行政に市民が主体的に参加する組織」(同)であったとしていた。2人の考え方は後に「長野さんの考えは理想的コミュニティで必ずしも制度につながっていかなかったけれども、宮澤さんの考えはかなり明確」(木村2007:92)であったと評されている。

(注2) 自治省の「コミュニティに関する対策要綱(案)」を取りまとめたのは、当時の行政局行政局長であった宮澤弘、行政課長であった遠藤文夫、行政課課長補佐であった木村仁の3人であったと言われている(三浦2007:155)。

その当時「要綱(案)」の作成者たちには、「町内会・自治会の陰鬱さの記憶」(木村2007:97)があり、「要綱(案)」で述べられている小さな地域社会(コミュニティ)は「町内会・部落会が受け皿になってはいけない」(同:93)と捉えられていた。

(注3) 自治省の「コミュニティ研究会」は、1977年に「モデル・コミュニティ」に関する最終報告を出した。

ここでは、モデル・コミュニティ施策の実態についてフィジカル・プラン、住民活動、住民運動の3つの視点からの検討と、コミュニティ施策の展望として、コミュニティ地区の範囲設定の際に地域特性も考慮に入れること、地区住民のコミュニティ形成への参加を促進することを挙げている（三浦 2008：161）。

その後の自治省のモデル・コミュニティの施策は次のように展開されている。すなわち、1983年に「コミュニティ推進地区設定要綱」を定め、新たに期間を5年とする「コミュニティ推進地区」を設定した。ここでは、1983年度から1985年度にかけて、先のモデル・コミュニティ地区以外の147地区が指定され、自治省は「この地区が所在する市区町村に対し、特別交付税上の配慮、情報提供等の支援措置」（藤井 1991：23）を行った。その成果として自治省は、地区内の「各構成団体間の相互連絡が進んだ」、「近隣協議会などが結成された」、「地区をあげての事業活動が行われるようになった」、「異世代間交流、青少年育成が進んだ」（同：24）こと等を挙げている。この施策は1989年に終了した。

さらに自治省は、1990年度から「コミュニティ活動活性化地区設定施策（別名“生き生きコミュニティづくり施策”）を行い」（自治省行政局長 1990=1991：97）、先のモデル・コミュニティ地区およびコミュニティ推進地区に指定されていた地区を除く141地区を「コミュニティ活動活性化地区」として指定した。その地区とは、住民が自主的なコミュニティ活動の活性化に意欲を持ち、そのための活動計画を立案・実行することによって、「地区のコミュニティ計画が策定されることが見込める」（同）地区である。そこでの支援策は、「市町村が実施する支援策に要する経費について特別交付税上配慮すること」および「指導・助成等を行うとともに、コミュニティ活動に関する資料情報の提供を行うこと」（同：96）であり、その期間は3年間であった。その成果としては、「行事・運動への取り組みを通じて、住民意識の向上や活動の活性化という効果があった」（横道 2009：4）とされている。この施策は1993年に終了した。

これら3つの施策は、いずれも「モデル地区を設定して支援することにより、当該モデル地区での成果が他の地区にも波及することを期待するという方法」（同）であった。しかし、指定地区以外の地区に「不公平感を生じ」させることを懸念して、また小学校区を基準として設定された現実のコミュニティでは「依然として町内会等が重要な役割を果たしていたこと」を鑑みて、自治省は「1993年度以降、全市町村を対象とするコミュニティ政策に改めた」（同）とされている。

（注4）高田昭彦「武蔵野市のコミュニティ政策（基盤整備期）——“コミュニティ構想”に込められた思い——」『成蹊大学文学部紀要』第46号、2011年。同「武蔵野市のコミュニティ政策（政策定着期）——コミュニティセンター建設からコミュニティづくりへ——」『成蹊大学文学部紀要』第49号、2014年。同「武蔵野市のコミュニティ政策（政策転換期）——「コミュニティ構想」、「自主三原則」、「コミュニティ協議会」、行政の変化——」『成蹊大学文学部紀要』第50号、2015年。これらは大幅に修正されて本論文と共に『政策としてのコミュニティづくりの系譜——武蔵野市に見る市民と行政のパートナーシップの試み』（風間書房、2016年）にまとめられている。

引用文献

- 藤井一成，1991，「コミュニティ活動の活性化について」『地方自治』第518号，1991年1月。
- 広原盛明，2011，『日本型コミュニティ政策——東京・横浜・武蔵野の経験』晃洋書房。
- 自治省行政局，1970，「コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱（試案）」『自治研究』1971年4月。（本文中では「要綱」と記す）
- 自治省コミュニティ研究会，1973，「コミュニティ研究会中間報告——昭和46年度モデル・コミュニティ地区を中心として」『地方自治』1973年8月。
- 自治省行政局長，1990，「コミュニティ活動の活性化について」自治行第93号，平成2年11月5日，（『地方自治』第518号，1991年1月）。
- 木村 仁，1970a，「コミュニティ対策——新しい近隣社会の創造」『地方自治』1970年10月。
- ，1970b，「コミュニティ対策の問題点」『地方自治』1970年11月。

- , 1972, 「昭和 47 年度のコミュニティ対策について」『地方自治』第 266 号.
- , 2007, 「広域市町村圏とコミュニティ——広域自治と狭域自治のあり方を提起して」『都市問題』第 98 巻, 第 4 号.
- 国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会報告, 1969, 『コミュニティ——生活の場における人間性の回復』『地方自治』第 267 号. (本文中では「報告」と記す)
- 牧田 実, 2007, 「国生審『コミュニティ』報告の特徴と問題点」『コミュニティ政策』Vol.5.
- 松下圭一, 1999, 「回想の武蔵野市計画」(武蔵野市制 50 周年記念シンポジウム講演・1997 年 11 月)『自治体は変わるか』岩波新書.
- 三浦哲司, 2007, 「日本のコミュニティ政策の萌芽」『同志社政策科学研究』第 9 巻 2 号.
- , 2008, 「自治省コミュニティ研究会の活動とその成果」『同志社政策科学研究』第 10 巻 1 号.
- 宮澤弘, 1970, 「コミュニティについて」『地方自治』第 266 号.
- 武蔵野市編, 1971, 『武蔵野市のコミュニティ構想』武蔵野市. (本文中では「構想」と記す)
- 武蔵野市編, 1996, 『武蔵野市百年史』記述編 I、武蔵野市.
- 武蔵野市, 2015, 『統計でみる武蔵野市』2014 年度版.
- 中村八朗, 1972, 「わが国におけるコミュニティの批判的検討」(『現代のエスプリ——現代都市論』No.77, 1973 年 11 月所収)
- 日本建築学会近畿支部・京都大学建築学科西山研究室, 1971, 「神戸・丸山地区の居住地特性とまちづくり運動の歴史」(『現代のエスプリ——コミュニティ』No.68, 1973 年 2 月所収)
- 奥田道大, 1973, 「概説・現代日本の都市とコミュニティへの序章」『現代のエスプリ——現代都市論』No.77 1973 年 11 月.
- , 1983, 『都市コミュニティの理論』東京大学出版会.
- 佐藤 竺, 1974, 「コミュニティの日本的あり方」『平成 18 年度コミュニティリーダー研修会報告書』武蔵野市コミュニティ研究連絡会.
- , 1997, 「武蔵野市のコミュニティ」(武蔵野市市制施行 50 周年記念事業コミュニティセンター開設 20 周年記念)『コミュニティシンポジウム報告書』武蔵野市市民部生活文化課.
- , 2007a, 「コミュニティ構想と市民自治」(コミュニティセンター開設 30 周年記念講演会)『平成 18 年度コミュニティリーダー研修会報告書』武蔵野市コミュニティ研究連絡会.
- , 2007b, 『日本の自治と行政(下)(私の研究遍歴)』敬文堂.
- 創立 60 周年記念誌編集委員会, 2010, 『創立 60 周年記念誌』丸山地区住民協議会.
- 砂子田 隆, 1973, 「コミュニティ対策——疑問に答えて」『地方自治』1973 年 7 月.
- 田畑貞寿, 1975, 「市民参加機構と自治体——武蔵野市市民委員会を追って」『ジュリスト(増刊)』No.1 (1975 年 4 月)
- 田村和寿, 1977, 「武蔵野市におけるコミュニティづくり——市民参加によるその経緯」『地方自治』1977 年 3 月.
- 山崎丈夫, 2007, 「コミュニティ施策の検証の視点と論点」『コミュニティ政策』Vol.5.
- 横道清孝, 2009, 「日本における最近のコミュニティ政策」『アップ・ツー・デートな自治関係の動きに関する資料』No.5, 自治体国際化協会・比較地方自治研究センター.